

17 生畜第 380 号
平成 17 年 4 月 25 日

日本食肉輸出入協会 会長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長
社団法人 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 会長
全国農業協同組合連合会 代表理事 理事長

あて

(注：全農宛て文書については、平成 17 年 4 月 27 日付け)

農林水産省生産局畜産部長

豚肉の差額関税制度の適正な運用について

豚肉の差額関税制度は、① 輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格を下回る部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、② 価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る、という仕組みとなっており、国内の豚肉の需給及び価格の安定を図る上で重要な制度となっております。しかしながら、一部の食肉関係業者が豚肉を輸入する際、虚偽の輸入価格を申告し、関税を免れた疑いで逮捕、起訴されるなど、差額関税制度を悪用する事例が生じている事態は誠に遺憾であります。

農林水産省としては、これまでもこうした不正輸入の再発を防止し、本制度を円滑に運営するため、貴団体及び傘下企業も含め、食肉関係業者に対する関税法令等の遵守の徹底を指導するとともに、関税法違反の疑いのある事案について関税当局に情報提供を行うなど、関税当局による取り締まりが徹底されるよう連携を図ってきたところであります。

本制度を悪用した脱税行為については、最近の国会質疑においても取り上げられるなど、重大な関心が寄せられているところであり、関税当局のみならず、食肉行政を所管する農林水産省としても、不正防止に向けた対応を強化する必要があると考えております。

このため、農林水産省としては、財務省と連携し、別添のリーフレットの配布により、制度の趣旨・必要性、平成 17 年 10 月に予定されている処罰の強化について、周知・徹底を図るとともに、食肉業界全体におけるコンプライアンス体制の確立・徹底についての指導等を更に積極的に推進していくこととしております。

ついては、貴団体におかれても、本制度の適正な運用を図るため、会員（日本ハム・ソー組合にあっては組合員、全農にあっては子会社）に対し、下記事項について周知頂くとともに、積極的な取組みを促して頂くようよろしくお願いいたします。

記

- 1 豚肉の差額関税制度は、安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として制定され、国内の豚肉の需給及び価格の安定に寄与しているものであり、豚肉の輸入に当たっては、本制度の趣旨を了知の上、適正な手続きを行うこと。
- 2 食肉の購買に当たっては、関税法を始めとする関係法令に違反し、又はそのおそれのある取引に係る食肉を購買することのないよう、慎重に対応すること。
- 3 コンプライアンス（法令遵守）意識の確立、徹底を図ること。

【本件連絡先】

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課

課長補佐（総括・総務班担当） 大島 英彦

課長補佐（食肉需給班担当） 渡辺 裕一郎

Tel : 03-3501-3776

Fax : 03-3503-2738

豚肉を輸入される皆さん

豚肉の輸入にあたっては、差額関税制度に基づき適正に手続きを行いましょ！

■ 豚肉の差額関税制度はどのような制度でしょうか？

■ 豚肉の差額関税制度は、

- ①輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、
- ②価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る

という仕組みになっており、需要者と国内生産者のバランスを図る上で重要な制度です。

■ なぜ、豚肉の差額関税制度が必要なのですか？

- この制度は、海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として制定されたものであり、国内の需給および価格の安定に寄与しています。

このため、豚肉の輸入にあたっては、本制度に基づき適正に手続きを行っていただく必要があります。

(参考)

関税法に基づき、違反事例に対しては、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。

平成17年度の関税改正において、適正な納税申告の履行及び適正な関税の納付を確保することを目的として、重加算税が導入され、平成17年10月より施行されることとなっています。

農林水産省としても、本制度の適正な実施が図られていないような事案については、速やかに関係機関へ情報提供等を行うこととしています。